民暴弁護士だより

発行:公益財団法人 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター

令和4年5月

【毅然とした態度】

1 反社会的勢力に対する態度

反社会的勢力からの不当要求に対しては、「毅然とした態度」 で対応すべきである。

これは、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター の賛助会員である読者の皆様にとっては、至極当たり前の認識で あると思います。



しかし、「毅然とした態度」とは一体何か、具体的に考えると、実は難しい問題でも あります。

2 「毅然とした態度」を取る目的・効果

目的と効果は、厳密に言えば異なるものですが、ここでは、目的と効果をまとめて 述べます。

不当要求に対して、「毅然とした態度」を取る目的・効果は、不当要求を許さないことを態度で示すことで、

- 反社会的勢力との関係を遮断する
- 反社会的勢力へ不当な利益を供与しない
- ・ 反社会的勢力の資金源となることを防ぐ
- ・ 反社会的勢力を弱体化させる
- ・ 反社会的勢力からの再度の要求を防止する

等があります。

3 どこまですべきか?

多くの反社会的勢力は、不当要求行為を行ったことで逮捕されるリスクを認識した上で、資金源の獲得方法として不当要求を行っている場合が多いと思われます。そのため、反社会的勢力は、「リスクを冒さずに金を取れるか否か」を重視していると思います。

そこで、「毅然とした態度」を取ることで、反社会的勢力は、「なかなか金を取れない」「警察と協力されれば逮捕される」と考え、不当要求行為を断念することが多いのだと思います。

そうである以上、不当要求に対して「毅然とした態度」を示すことで、不当要求行為が停止することが多いということになります。ここで、読者の皆様に問いかけますが、不当要求を拒絶することで相手方から損害賠償請求されたり(例えば、履行を拒絶することで、債務不履行責任を問われる等)、不当な利益を与えることを避けるために、裁判になる可能性があった(例えば、既に履行済みで、反社会的勢力の下にある

不当な利益を返還させるための裁判を起こす等)としても、履行を拒絶したり裁判を 起こしたりすべきと思われますか?

4 問題点

実は、上記の問題は、非常に難しい問題を抱えていると思います。

まず、裁判になれば、裁判官によって、判決が変わりうる可能性があります。

また、裁判上の和解に応ぜざるを得なくなる場合もあり、結果として、経済的損失 を被る可能性もあります。

更に、事案によっては、反社会的勢力に属する者が、「自分は暴力団員ではありません」等と反論してくる場合も考えられます。(暴排条項により関係遮断した場合は、このような反論がなされる可能性が高いです)

この場合、証拠の準備は警察からの情報に頼らざるを得ませんが、訴訟で敗訴する 可能性もあることが想像できます。

5 私見

もちろん、立場や考え方によって、結論は異なりうることであることは、十分に理解しております。

ただ、私は、あくまでも私見としてですが、「毅然とした態度」として、仮に経済的 損失があったり、敗訴のリスクがあったとしても、「反社会的勢力に利益を与えること になる譲歩をすべきではない」と考えております。

なぜなら、

- ① 万が一、敗訴したとしても、反社会的勢力に対して、裁判まで経なければ、不当な利益をえることができないこと、すなわち、手間が掛かりすぎることを認識させる
- ② すると、反社会的勢力は、資金源獲得の相手として当方が好ましくないと認識する
- ③ よって、二度と、当方は不当要求の相手とされなくなるとなるためです。

また、仮に経済的損失を被ったとしても、当方の反社会的勢力に対する徹底した態度を社会的に示すことで、社会的評価は上がることになるためです。

寄稿者

さいたま市浦和区高砂3-6-19 山本正士法律事務所 23048-822-6693 埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会 弁護士 山本 泰生

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.158」から編集したものです。